



経営者のための

銀行交渉術

第3号

平成27年6月4日(木)

発行:久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

実践コラム

『資金調達に苦慮されている社長様へ』
...資金調達力は説明力を養うことで向上します。

- ・新店舗の出店資金が欲しい
- ・仕入れの支払い資金が欲しい
- ・人件費の支払い資金が欲しい…

さまざまな場面で資金調達は必要です。しかし、資金調達に絶対的な自信を持っている社長様はあまりおられません。

「どうすれば資金調達が上手いくのか。」ということは、社長様の大きな関心事のひとつです。

言うまでもありませんが、資金調達を成功させる最大の方法は「好業績を上げること。」です。資金は経営の上手な社長様に集まります。資金が先か業績が先かという議論はありますが、まずは手元にある資金で最大限の業績を上げることが近道です。

業績の次に重要なことは、「上手に説明すること。」です。

同じぐらいの業績であれば、自己アピールの良し悪しで結果に差が出ます。初めてお付き合いを始めるときはもちろん、すでにお付き合いがある場合でも、「分かってくれているだろう。」「察してくれ。」というスタンスは禁物です。「説明がくどすぎるかも。」と感じるぐらいで丁度です。下記に金融機関に対する説明のポイントを挙げます。

自己紹介

世の中には悪意を持って金融機関に近づいてくる人がいます。

「自分を騙そうとしているのではないか。」と疑心暗鬼にかられると、服装や細かな所作まで気になってしまふものです。まずは、自身が何者であるか、どのようなキャリアを積んできたのかを説明し、担当者を安心させてあげることから始めます。

実績の説明

金融機関にとっては、過去、および現在の事業実績が最も重要です。決算書をポンと渡すだけでは不十分で、このような結果に至った理由(背景)も説明します。この時に注意をしたいのは、専門(業界)用語を使いすぎないことです。恥ずかしい話ですが、私は新入行員のとき、ある社長様が連発する「リューベ(立法メートルのこと)」の意味が分かりませんでした。相手は業界のことを全く知らない新入社員という前提で、分かりやすく伝えるよう心がけます。失礼かな?という遠慮は不要です。

将来の説明

申し分ない実績があれば将来の説明は薄くても問題ありません。しかし、実績が不十分であればあるほど、将来の説明を熱心に行う必要があります。十分な実績を上げられなかつた要因を明確にしたうえで、今後どのように改善していくのかを提示できなければ、新たな融資は期待できません。

「資金調達に苦慮している。」というご相談のうち、半分は、やはり過去の実績から融資を受けることが難しい会社様です。しかし、残り半分は、融資を受けられる実績があるにも関わらず、説明不足が原因で断られている会社様です。貴社は後者の会社様ではございませんでしょうか。

お役立ち情報

『「高年齢者雇用安定助成金」について』

...新事業進出、機械設備等の導入時にも利用できる助成金です。

雇用関係の助成金にも、要件によっては新たな事業分野への進出や機械設備の導入時等に利用できるものがあります。「高年齢者雇用安定助成金」もその一つです。

高年齢者の活用促進のために雇用環境整備を実施する事業主に対する助成制度ですが、高年齢者とはいっても60歳以上が対象ですから、該当する事業主の方は多いと思います。概要をご確認ください。

支給要件

雇用保険適用事業所の事業主である。

60歳以上の雇用保険被保険者を1年以上雇用している。

上記の条件に該当する事業主が、高年齢者の活用促進のために次のいずれかの「活用促進措置」を実施することが要件です。

(1) 新たな事業分野への進出

高年齢者が働きやすい事業分野への進出など

(2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

高年齢者が就労の機会の拡大が可能となるような機械設備の導入、作業方法、作業環境の改善など

(3) 高年齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し賃金制度・能力評価度の導入や研修システム・能力開発プログラムの開発など

(4) 定年の引上げ等

定年の引上げや廃止、あるいは希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入など

活用事例

例えば次のような事例が考えられます。

機械設備の導入

トラックへの積載作業の負担を軽減するため、高齢従業員用にフォークリフトを導入する。

作業環境の改善

高齢従業員の視力低下を補うため、蛍光灯をLEDに変更する。

支給金額

「活用促進措置」の実施に要した経費の2/3(大企業は1/2)か、

60歳以上の雇用保険被保険者数に20万円()を乗じた額の少ない方の金額になります。

(上限1,000万円)

建設、製造、医療、保育、介護分野の事業主については対象者数に30万円を乗じた額との比較になります。

手続きのポイント

「活用促進措置」を内容とする環境整備計画を作成して、計画開始の3カ月前までに(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に申請し、認定を受けておく必要があります。

高年齢従業員を積極的に活用しようとお考えの方は、一度ご検討ください。